○消防庁告示第六号

消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十日

消防庁長官　青木　信之

第一条中「及び消防機関」を「、消防機関」に、「対し」を「対して」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条第二項中「第二条第一項第一号又は同条第三項第一号に該当し」を「災害において消防作業に従事し」に、「、消防団員」を「若しくは消防団員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動若しくは災害における消防活動（以下「国際緊急援助活動等」という。）に従事し、かつ、その功労抜群で他の模範となると認められる」に、「又は消防庁職員」を「若しくは消防庁職員」に改め、同条第三項中「第二条第一項第一号又は同条第三項第一号に該当し」を「災害において消防作業に従事し」に、「、消防団員」を「若しくは消防団員又は国際緊急援助活動等に従事し、かつ、その功労特に顕著な」に、「又は消防庁職員」を「若しくは消防庁職員」に改め、同条第四項中「第二条第一項第一号又は同条第三項第一号に該当し」を「災害において消防作業に従事し」に、「、消防団員」を「若しくは消防団員又は国際緊急援助活動等に従事し、かつ、その功労多大な」に、「又は消防庁職員」を「若しくは消防庁職員」に改め、同条第五項中「第二条第一項第二号又は同条第二項第一号に該当し」を「防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施についてその成績特に優秀で」に、「、消防団員又は」を「若しくは消防団員又は消防教育の実施についてその成績特に優秀で、かつ、他の模範となると認められる」に改め、同条第六項中「第二条第一項第三号又は同条第二項第二号に該当する」を「永年勤続し、その勤務成績優秀で、他の模範となると認められる」に改め、同条第七項中「第二条第一項第一号又は同条第三項第一号若しくは第三号に該当する」を「国際緊急援助活動等に従事し、かつ、その功労特に顕著な、又はその他国際協力のために海外に派遣され、他の模範として推奨すべき功績があつた」に、「対し」を「対して」に改め、同条第八項中「第二条第一項第四号又は同条第三項第二号に該当する」を「職務遂行中死亡した」に、「、消防団員」を「若しくは消防団員又は国際緊急援助活動等に従事し、その職務遂行中死亡した」に、「又は消防庁職員」を「若しくは消防庁職員」に改め、同条第九項中「第二条第一項第二号に該当し」を「防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施についてその成績特に優秀で」に改め、同条第十項中「第二条第一項第二号に該当し、かつ」を「防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施について」に改め、同条第十一項中「第二条第一項第一号、第二号若しくは第五号又は同条第三項第一号若しくは第三号のいずれかに該当する」を「前十項に掲げるもののほか、その功績、功労又は成績が他の模範として推奨すべき」に、「若しくは消防機関」を「、消防機関」に改め、「第三条各号のいずれかに該当する」を削り、同条第十二項中「第二条第一項第一号の二又は第五号に該当する」を「その功績、功労又は成績が前項に掲げるものに準ずる」に、「若しくは消防機関」を「、消防機関」に改め、「第三条各号のいずれかに該当する」を削る。

第九条中「消防団員」の下に「、消防教育職員」を加え、「表彰前に死亡し、又は退職した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、「死亡又は退職の」を「これらの者に対する表彰は、特別の事情がある場合を除くほか、その該当することとなつた」に改め、同条に次の二号を加える。

一　死亡したとき。

二　退職、転任その他これらに類する理由により消防職員、消防団員、消防教育職員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員でなくなつたとき。

第九条に次の一項を加える。

2　表彰を受ける部外の個人が死亡したときは、死亡の日にさかのぼつてこれを表彰する。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

○外務省告示第四十八号

平成二十八年十二月二十八日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったタンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十七年一月二十三日付けの口上書により平成二十八年十二月三十日まで延長された。）がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成二十九年十二月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年二月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第四十九号

一　昭和五十九年十二月十日にニューヨークで作成された「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」の締約国につき、平成二十九年一月十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年三月二十六日外務省告示第百五十一号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ガーナ共和国	平成十二年九月七日	平成十二年十月七日
ボツワナ共和国	平成十二年九月八日	平成十二年十月八日
ガボン共和国	平成十二年九月八日	平成十二年十月八日
シエラレオネ共和国	平成十三年四月二十五日	平成十三年五月二十五日
ナイジェリア連邦共和国	平成十三年六月二十八日	平成十三年七月二十八日
アイルランド	平成十四年四月十一日	平成十四年五月十一日
サンマリノ共和国	平成十八年十一月二十七日	平成十八年十二月二十七日
パキスタン・イスラム共和国	平成二十二年六月二十三日	平成二十二年七月二十三日
ドミニカ共和国	平成二十四年一月二十四日	平成二十四年二月二十三日
ラオス人民民主共和国	平成二十四年九月二十六日	平成二十四年十月二十六日
ナウル共和国	平成二十四年九月二十六日	平成二十四年十月二十六日
ギニアビサウ共和国	平成二十五年九月二十四日	平成二十五年十月二十四日
ベトナム社会主義共和国	平成二十七年二月五日	平成二十七年三月七日
フィジー共和国	平成二十八年三月十四日	平成二十八年四月十三日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
レバノン共和国	平成十二年十月五日	平成十二年十一月四日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十三年八月一日	平成十三年八月三十一日
レソト王国	平成十三年十一月十二日	平成十三年十二月十二日
モンゴル国	平成十四年一月二十四日	平成十四年二月二十三日
バチカン市国	平成十四年六月二十六日	平成十四年七月二十六日